

## 令和6年度 個別避難計画の取組について (横浜市災害時要援護者支援事業)

### 1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

### 2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

#### (1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報等の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、  
・ 独居等で支援者がいない方 ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方  
等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

#### (2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。  
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

## <個別避難計画作成の流れ>

横浜市= 市

福祉専門職= 専

| 事業フロー              | 役割分担   | 内容   |
|--------------------|--------|--|
| 1<br>対象者抽出         | 市      | ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出                                  |
| 2<br>対象者への同意確認     | 市      | 1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る      |
| 3<br>福祉専門職による計画の作成 | 市<br>専 | 計画作成(早期着手)の優先度を決定<br>優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出 |
| 4<br>計画の確認         | 市      | 3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認<br>必要に応じて福祉専門職に修正を依頼          |



### 【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyongo@city.yokohama.jp